

## 災害に備えて、協定を締結しました

1

☎総務課防災安全係 ☎72-2111

### 公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会(10月28日協定締結)

市は、公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会と「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、災害証明書の発行に必要な住家被害認定調査や、市職員への住家被害認定調査の知識の普及や調査技術の向上などについて、協力・連携します。井上会長は、「目に見える形で災害時に地域支援に貢献できることを嬉しく思う」と話しました。



### 株式会社グッデイ(11月8日協定締結)

市は、株式会社グッデイと「災害時における物資の調達及び供給に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、避難所や災害復旧活動で必要な生活必需品や防災資機材などの早期供給が可能となります。柳瀬社長は、「今までの災害で得た経験や知識、店舗の人員・資材を活用し、地域の緊急時に貢献したい」と話しました。



2

## 【非課税者・子育て世帯対象】 プレミアム付商品券の利用期限は令和2年2月29日

☎【商品券の販売】経営戦略課政策推進係【非課税者の購入引換券】福祉課地域福祉係  
【子育て世帯の購入引換券】子ども育成課医療・手当係 ☎72-2111

住民税非課税者と子育て世帯を対象に販売しているプレミアム付商品券の利用期限は、令和2年2月29日(土)です。期限を過ぎると使用できなくなるのでご注意ください。なお、商品券の概要や利用可能店舗は、市ホームページ(ホーム▶健康・福祉▶生活の援助▶消費税・地方消費税の増税に伴うプレミアム付商品券事業)をご覧ください。



### 商品券の購入引換券について

**【非課税者】** 住民税非課税者で商品券の購入を希望する場合は、申請が必要です。対象となる可能性がある人に、8月から9月にかけて申請書を送付しています。申請期限を過ぎると受け付けできません。申請書は再発行できるので、お気軽にお問い合わせください。  
**引換券申請期限** 令和2年1月17日(金)

**【子育て世帯】** 対象者に、9月から10月にかけて購入引換券を送付しています。非課税者と子育て世帯の両方に該当し、非課税分の引換券を希望する人は、申請が必要です。

### 注意

- この商品券は、小郡市商工会が発行している「將軍藤小判」とは別のもので、利用可能店舗もそれぞれ違いますのでご注意ください。
- 商品券は、第三者へ転売・譲渡を行わないでください。
- 特殊詐欺などにご注意ください。プレミアム付商品券を販売するために、市や内閣府が手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

**商品券販売期限** 令和2年1月31日(金)／午後5時

**販売場所** 市内の各郵便局(津古簡易郵便局除く)

市役所北別館1階で商品券の臨時販売を行います

**日時** 12月14日(土)／午前9時～正午

**持参物** 購入引換券、本人確認書類

## 小郡市の未来を一緒に考えてみませんか？ 「小郡市総合振興計画審議会」の委員を公募します

申問 経営戦略課政策推進係(本館2階) ☎72-2111 ☎838-0198 小郡市小郡255-1 ✉kikaku@city.ogori.lg.jp

市は、令和3年度から12年度までの10年間のまちづくりの総合的な指針となる「第6次小郡市総合振興計画」を策定します。市民の皆さんの意見を計画に生かすため、小郡市総合振興計画審議会の委員を公募します。

**応募資格** 総合振興計画の策定に関心があり、次の全ての要件に該当する人

- ①市内在住者、市内通勤・通学者(応募日現在)
- ②満20歳以上の人(令和2年2月1日現在)
- ③国・地方公共団体の議員、市の常勤の職員でない人
- ④本市の附属機関等の委員を3機関以上兼ねていない人
- ⑤平日の日中に開催する審議会に出席可能な人
- ⑥特定の利益を得ることを目的としていない人
- ⑦暴力団等または暴力団等と密接な関係を持たない人、もしくはその恐れのない人

**募集人数** 2人(委員総数15人)

**任期** 委嘱の日(令和2年2月ごろ)から令和3年3月ごろまで

**活動内容** 小郡市総合振興計画審議会(任期中4回程度)へ出席し、総合振興計画についてさまざまな観点から意見を述べていただきます。審議会委員報酬を支給します。

**提出書類** 公募委員申込書、小論文(「小郡市で今後10年間のまちづくりに必要なことと市民の役割」をテーマに400字以上800字以下でまとめたもの)

※公募委員申込書は、窓口・市ホームページ(ホーム▶市政情報▶計画・行革・広域行政▶第6次小郡市総合振興計画)で取得できます

**応募方法** 持参、郵送、Eメール

**応募締切** 12月25日(水)／午後5時まで

**選考方法** 書類選考  
※選考結果は、応募者全員に通知します



## 政治倫理審査会が意見書を提出しました

問 総務課総務係(本館2階) ☎72-2111

11月15日、小郡市政治倫理審査会(小原清信会長、ほか委員6人)は、小郡市政治倫理条例に基づく資産等報告書の審査を終え、加地市長に意見書を提出しました。9月から11月にかけて行われた審査会では、市長、副市長、教育長(9月30日で退任した前教育長を含む)、市議会議員とその配偶者の資産等報告書を審査しました。その結果、資産等報告書の記載内容は、条例の規定に基づき、適正に報告されていることが確認されました。

審査会は、公正で開かれた民主的な市政の発展を目的に設置され、資産等報告書の審査のほか、政治倫理確立のために必要な事項の調査などを行っています。意見書は、窓口または市ホームページ(ホーム▶市政情報▶情報公開・個人情報保護▶小郡市政治倫理条例)で閲覧できます。

